



## 入学・進級おめでとございます

新しい年度がスタートしました。新しい友達・新しい先生との出会いがある4月。楽しい気持ちと緊張が入り混じっている人が多いと思います。新しい出会いは自分を成長させるチャンスです。この1年間たくさんの出会いをして、実りある1年にしていきましょう。保健室は、そんなみなさんの健康をサポートします。よろしくお願いいたします。

### 4月保健目標「自分のからだの様子をしよう」

### 健康診断が始まります！



4月11日(木)	体位測定(身長/体重/視力/聴力)
4月16日(火)	心電図検査(1・4年生のみ)
4月18日(木)	内科検診2・3・5年生
4月25日(木)	内科検診1・4・6年生
5月7日(火)	尿検査一次 忘れた人は8日(水) 予備日…5月17日(金)
5月9日(木)	色覚検査(4年生希望者)
5月23日(木)	歯科検診4・5・6年
5月30日(木)	歯科検診1・2・3年

※髪が長いお子さんは、頭頂部や後頭部に結び目がこない髪型にしてください。  
 ※メガネがある人は忘れず持ってきてきましょう。

心電図検査・内科検診は、半袖半ズボンの体操服で受けます。

業者の方が朝取りにくるため、遅刻・欠席の場合は8:30までに学校へ持ってきてください。

朝丁寧に歯みがきをしてきましょう。

※学校での検査は、スクリーニングといって、集団の中から“疑いのあるもの”を見つけることが目的です。そのため、医療機関を受診し、「異常なし」と診断されることがあるかも知れませんが、ご了承ください。検査結果はなるべく早く保護者の方にお知らせします。

### 保健室を使うときのルール

- ① 保健室に行くときは、先生か友達に伝えましょう。
- ② 休んでいる人もいるため、静かにしましょう。
- ③ どこをケガしたか、どう体調が悪いかはっきりと伝えましょう。
- ④ 保冷剤など、借りたものは必ず返しましょう。

☆保健室では内服薬は使いません。

☆湿布を使うことがあります。お子様が湿布等の使用で肌に異常が出るなどがありましたら、あらかじめ保健室までご連絡ください。

### 保健室でできること◎

◎ケガの救急処置



◎具合が悪い時の一時休養



◎心配事や悩み等の相談



◎体や健康について学ぶ



### できないこと✖



✖お薬はだせません

✖継続した手当はできません

ねんかん  
1年間お世話になる校医の先生方です

- がっこうい  
◎学校医 熊本 輝彦 先生 (土屋医院)
- がっこうしかい  
◎学校歯科医 片桐 健史 先生 (かたぎり歯科クリニック)
- がっこうやくざいし  
◎学校薬剤師 窪田 博 先生 (エンゼル調剤薬局)



保護者のみなさまへ

## 災害共済給付制度について

学校管理下でケガをし（登下校中も含みます）、病院で治療を受けた場合、医療費が後日支給されます。受診した際は、早めに学校へご連絡ください。

※総医療費 5000 円以上（窓口 3 割負担で 1500 円以上）が対象です。

※学校からお渡しする「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」などの用紙を、病院や薬局で記入していただき、学校にご提出ください。

### <保健調査票について>

- 保健調査票はお子さんの健康状態を把握したり、学校でのケガや病気の際に家庭に連絡したりするときに使います。記入例を参考にして必要事項をすべてご記入ください。

**必ず 4 月 11 日(木)までに提出をお願いします。**

### <歯ブラシ・コップ・マスク等の準備>

- お子さんの歯にあった小さめの歯ブラシとコップを袋に入れて準備をお願いします。また、お子さんの顔の大きさに合うマスク 2～3 枚を、常時ランドセルに入れておいてください。

- 雨の日などは靴下がぬれることもあるため、靴下の替えも一足入れておいてください。

### 【欠席・遅刻・早退などの連絡の仕方について】

C4th Home&School アプリ内の欠席連絡から、8時までに入力をお願いします。欠席理由を選択していただき、コメント欄には、病気やケガの具体的な症状や医療機関の受診状況などをなるべく詳しくご入力ください。アプリでの入力が難しい場合は、電話での連絡をお願いします。

**※朝の電話連絡は、7時30分から8時の間をお願いします。**

**豊小学校 0778-62-1201**

### 【出席停止の扱いについて】

インフルエンザやコロナ等の第2種感染症にかかった場合は、規定に基づき出席停止となります。診断名などがつきましたら、原則その日のうちに学校までご連絡をお願いします。後日ご連絡をいただいた場合は、以下のように市内で統一して対応させていただきます。

保護者からの陽性判明連絡時に、医師の判断等（発症日や登校してよい日など）を確認し、さかのぼって記録する（出席停止にする）。保護者が医師の判断等を伝えられない場合は、さかのぼらない。

※第2種感染症以外の「その他の感染症」の出席停止の判断は、各学校の校長判断となります。